

令和7年度（第76回）

全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 石田 聰

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しています。

76回目を迎える本年度は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」
をスローガンとして展開します。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況をみると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾患の5割を超え、さらに、労働災害における死傷者数全体に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は増加傾向にあります。

また、三重県内で働く労働者の年間総実労働時間は、中長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、令和6年度の過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患による労災認定件数は6件でした。

さらに、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場では9割を超えており、労働者50人未満の事業場では7割にとどまっています。また、業務上によるメンタルヘルス疾患による労災認定件数は増加傾向にあり、令和6年度は18件が労災認定されています。

このような状況を踏まえ、令和5年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」において労働衛生に関する取組重点を策定するとともに、死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動の標語として「あせるないそぐな おこたるな」を定めて労働災害防止対策を進めています。

皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。



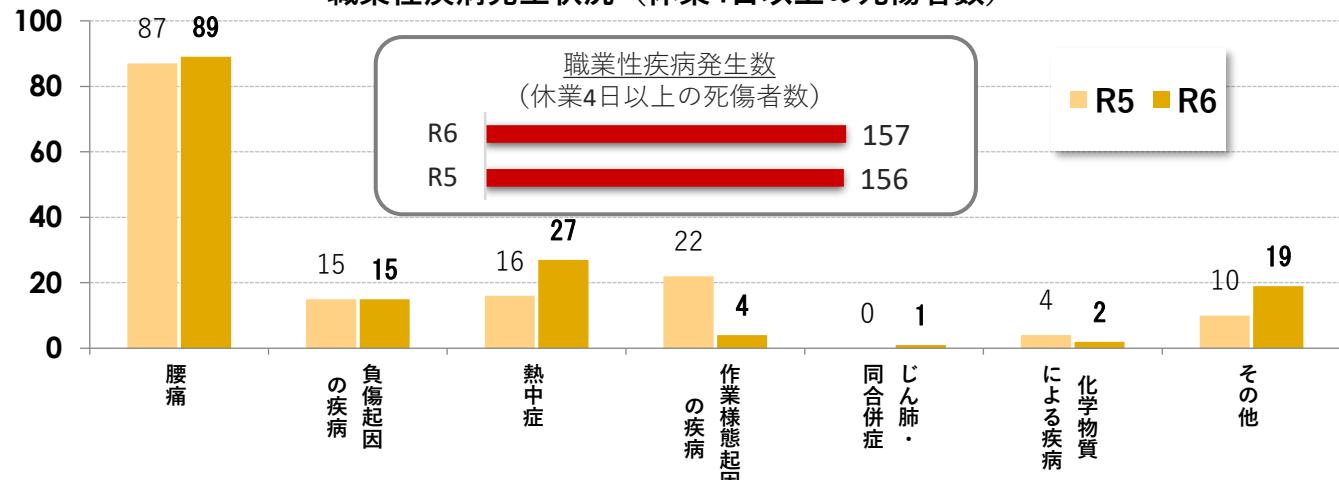
令和7年度（第76回）全国労働衛生週間

期 間 令和7年10月1日～10月7日
準備期間 令和7年9月1日～9月30日

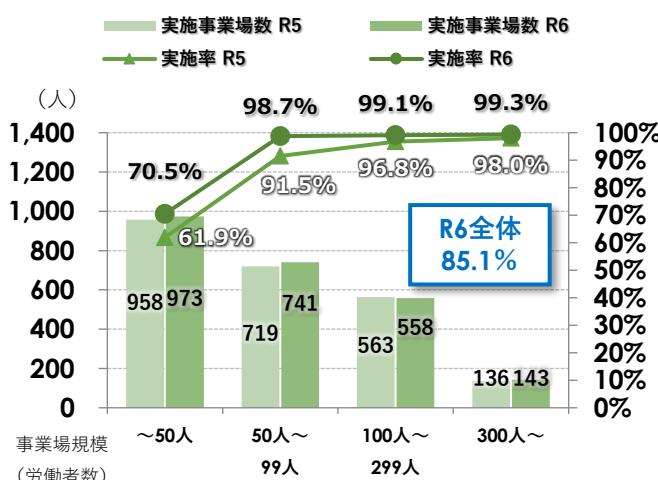


【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】

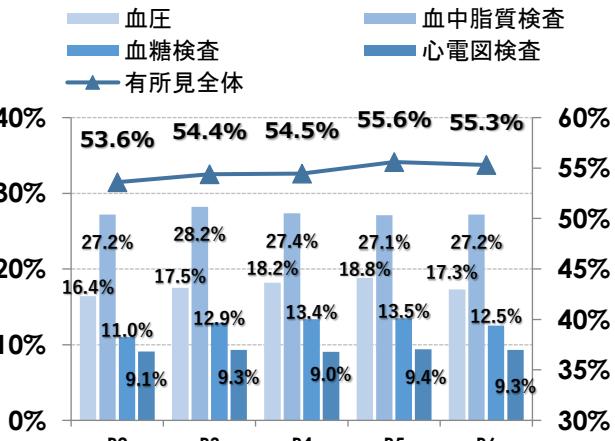
(人)



メンタルヘルス対策取組状況



定期健康診断結果（有所見率）



労働衛生に関するお知らせ

◆9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び健康診断結果についての事後措置（医師の意見聴取及び意見に基づく就労上の措置）を必ず実施してください。

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正がされました。

- ・個人事業者等の安全衛生対策の推進
- ・職場のメンタルヘルス対策の推進
- ・化学物質による健康障害防止対策等の推進
- ・治療と仕事の両立支援の推進

改 正 安 衛 法 等 に 係 る 特 設 ペ ー ジ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/
kouyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/
index00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index00001.html)

